

## 令和元年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年9月10日、午後2時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第9回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄 (欠席)	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

#### 【農地利用最適化推進委員3名】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明 (欠席)	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	(※20番から23番は、代表推進委員。)	

### 3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- ・報告第3号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

### 6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高岩 浩司
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	岩切 範宏

### 7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主事 斉藤 圭祐

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）3名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に9番武井委員、10番手島委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。  
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。3頁まで計13件ございます。以上、報告いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から13番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手うえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から13番について、これを受理いたします。  
4頁をお開きください。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件です。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
8番森部委員

8 番 (森部委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者、申請土地については記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫の建築、転用の理由は、自宅横のビニールハウス内に置いていた農業用機械を格納するための農業用倉庫を建てるものです。倉庫は鉄骨平屋建1棟で面積は42㎡です。隣接地の方にも説明をしているとの事です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(推進委員欠席のため、返答なし。)

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理します。  
5頁をお開きください。

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理します。

6 頁をお開きください。

次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（斉藤）詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。

9 頁をお開きください。

次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。

事務局 （岩切）「理由朗読後」、審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当地区委員の 9 番 武井委員、30 番 山下委員を指名いたします。

次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 2 番について、13 番 田中委員、25 番 平田委員を指名いたします。

それでは、審議番号 1 番と 2 番を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、議案第 2 号、審議番号 1 番と 2 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決されました。

議 長 10 頁をお開きください。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。12 頁まで 8 件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。4 番 森山委員。

4 番 （森山委員）審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲渡人が離農で、譲受人は経営拡大です。申請土地は、譲受人の所有農地に隣接しております。

農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。7番 原野委員

7 番 (原野委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は遠方のため離農、譲受人は経営拡大で、市外の方ですが距離にして14km程、通作に係る時間も25分程です。  
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の2番 樋口委員が欠席ですので代わって、23番 金子委員。

23番 (金子委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は高齢のため、譲受人は相手方の要望です。  
申請土地は、譲受人の自宅そばにある土地です。  
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員。

16番 (林委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は離農、譲受人は相手方の要望です。  
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番 伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は高齢で離農、譲受人は平成29年の九州北部豪雨により、息子と母親を亡くされており。また、自分の農地や農機具類も被災を受けており、復旧までにはかなりの時間を要することから、他地区の農地を借り受けて農業を営んでおります。申請土地は借受農地の近くであるため、この度購入することになっております。  
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18番 伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号6番について説明します。審議番号6番と次の7番は関連がありますが、別々に説明を行います。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は地元出身ですが、遠方に住んであり農業はしておりません。譲受人は平成29年九州北部豪雨により、現在他市に仮住まいしていますが、譲渡人の家が空き家になっていたため、家を購入する際、相手方の要望でこの申請土地も合わせて購入することになりました。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。18番 伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は審議番号6番と同じ方です。長年譲受人が申請土地で柿の栽培を行っており、今回土地を処分するにあたり、贈与で受けることになっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
- 議 長 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は、遠方のため、譲受人は相手方の要望です。譲受人は40数年申請土地を借り受け、柿を作っています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。10分間休憩します。

(休憩：14時30分から14時40分)

(休憩後、「現地ビデオ」上映)

(14時53分再開)

議長

それでは、休憩前に引続き会議を開きます。13頁をお開きください。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

(水落) 議案書により説明。1件でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は終わりました。担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員。

1番

(藤原委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。

転用の目的は、農地改良(一時転用)、転用の理由は、土地が低く水はけが悪いため地上げして水はけを良くし畑として利用するものです。後継者が収益を上げるため畑にし、野菜を栽培するとのことです。

ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

議長

質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長

14頁をお開きください。次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。7件ございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番 森山委員。

4番

(森山委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は露天駐車場で、転用の理由はピーポート甘木でイベント時を中心に駐車場が不足しているため、近隣に露天駐車場を整備するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途地域内第3種農地に該当します。雨水排水は西側に傾斜を取り、水路に流すようになっています。

審議の程、よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員

ありません。

議長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長

次に、審議番号2番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長

(伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与、転用の目的は貸資材置場で、転用の理由は、昭和53年に申請地の隣地の敷地を整備した際、境界を誤って造成していたため、きちんとした形に戻すと言うものです。

審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は使用貸借で、転用の目的は自己用住宅です。転用の理由は、現在借家住まいのため、義父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に、雨水排水は側溝へ流します。農地の区分は、都市計画用途区域内で、第3種農地です。  
審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、転用の目的は集合住宅3棟22戸です。転用の理由は、アパート経営による収入を得るため、集合住宅を建築するものです。生活排水は下水道に、雨水排水は側溝へ流します。農地の区分は、都市計画用途区域内で、第3種農地です。  
審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

（議長交代：伊藤副会長 → 会長）

議長 （会長）議長を交代しました。

議長 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番 原野委員。

7番 （原野委員）審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は賃貸借で、転用の目的は露天駐車場です。転用の理由は、現在駐車場としている土地に事業拡大のため工場を建設することが決まり、また今後雇用も増え駐車場が不足するため整備するものです。雨水排水は水路に流します。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

議 長 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は使用貸借、転用の目的は自己用住宅で、転用の理由は現在借家住まいのため父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水排水は既存の側溝に流します。区会長等の承諾ももらっています。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議の程よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

議 長 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は使用貸借、転用の目的は自己用住宅で、転用の理由は現在借家住まいのため父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水排水は既存の水路に流します。水利承諾も得ています。ご審議の程よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

17頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番と2番は、推進機構からの買入れです。審議番号3番から5番は推進機構への売渡です。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から5番は承認いたします。

19頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
11番 手島委員。

11番 (手島委員) 先ほどビデオ上映の際事務局より説明がありましたが、平成5年の航空写真で



も確認できたとおり、20年以上経過しております。

ご審議よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

以上をもちまして、すべての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻 15:15）